

研修等 報告書

29年 4月 25日

三田市議会議長 平野 菅子 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	市民の会	代表者	印
		議員名	佐々木 智文
参加者氏名	印		
講演会等研修名	部落開放同盟兵庫県連合会代 58期教宣部連続講座・第1回		
研修事項	「部落差別解消推進法」成立と今後の課題 講師：友永健三		
日 時	29年 4月 22日（土曜日） 13：30		
場 所	ひょうご共済会館（神戸市中央区中山手通 4-17-13）		
所 見	<p>現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにして、相談体制の充実等も定め、部落差別の解消を推進する法律が、昨年の12月に成立した。部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるため、部落差別のない社会の実現を旨として行われなければならないと感じた。</p> <p>同法を一般市民への啓発や各種団体への周知など今後議員として推進して行く上でのよい研修となった。</p>		
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 		

6 添付書類（講演会内容のパンフレット等）

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。（代表者名、参加者氏名は不要）

第 58 期教宣部連続講座

「部落差別解消推進法」を考える

昨年 12 月「部落差別の解消の推進に関する法律」（略：部落差別解消推進法）が成立しました。

この法律は憲政史上はじめて「部落差別」という用語が使われた法律であり、「相談体制」の充実（第 4 条）や「部落差別の実態調査」（第 6 条）などが盛り込まれており、国が現在においても部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないものであるとの認識を示したことには大きな意義があります。

鳥取ループ・示現舎によるあらたな「部落地名総鑑」ともいえる差別図書「全国部落調査 復刻版」の発行・販売の動きや、大阪・兵庫で連続した差別投書事件などの極めて深刻な差別事件が続発する中、今後、本法をどう活用していくのか？学習を深めたいと考えています。

2017 年度は「部落差別解消推進法」をテーマに連続講座を開催いたします。多くの方のご参加をお願いします。

第 1 回 2017 年 4 月 22 日（土）13：30～

『部落差別解消推進法』成立と今後の課題

講 師：友永健三さん（一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事）

場 所：ひょうご共済会館

神戸市中央区中山手通 4-17-13 TEL:078-222-2600

第 2 回 2017 年 6 月 3 日（土）13：30～

『部落差別解消推進法』の活用に向けて（仮）

講 師：橋本貴美男さん（部落解放同盟兵庫県連合会書記長）

場 所：兵庫県学校厚生会館 神戸市中央区北長狭通 4-7-34 TEL:078-331-9955

第 3 回 2017 年 7 月 1 日（土）13：30～

ネット上における部落差別の現実と今後の課題（仮）

提案者：川口泰司さん（部落解放同盟山口県連合会書記長）

場 所：兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通 4-22-15 TEL:078-242-5355

■お問い合わせ 部落解放同盟兵庫県連合会

〒650-0003 神戸市中央区山本通 4-22-25 兵庫人権会館

TEL：078-222-4747 / FAX：078-222-6976

mail：h.kenren@bll-hyogo.gr.jp